

# オープニングトーク MyDataの動向と課題

2018-05-25 橋田浩一



東京大学大学院情報理工学系研究科  
ソーシャルICT研究センター



# MyData: 本人主導のパーソナルデータ活用

- 価値のほとんどが個人向けサービスに由来
  - ◆ ほとんどの国でGDPの大半が個人消費(小売を含む個人向け有料サービス)による
  - ◆ 無償の個人向けサービスも多い
    - \* 家事、育児、近所付合、他: 100~140兆円/年
- 個人向けサービスの価値向上にMyDataが必要
  - ◆ 人権: パーソナルデータの活用は本人の意思で
  - ◆ 経済: サービス受容者にとっての価値を高めるように本人同意だけで容易にデータを活用
  - ◆ 技術: 無数の個別サービスにおけるデータの共有・活用を中央で集中管理するよりも、個々のサービスの現場に管理を分散させる方がはるかに効率的

# AIのためのデータ循環

- リッチな(構造化された潤沢で詳細な)データがAIに必要
  - ◆ 一次利用
    - \* 特定主体の個票データを当該主体への個別サービスに利用
  - ◆ 二次利用
    - \* 不特定多数主体のビッグデータを研究開発等に利用
- 取り組むべき課題:
  - (1) データ主体の意思によりリッチな個票データを自由に共有し一次利用できること
  - ~~(2) ビッグデータを集めて二次利用できること~~
- (1)ができればデータ主体の同意によってデータを収集できるので(2)もできる

# GDPR: General Data Protection Regulation

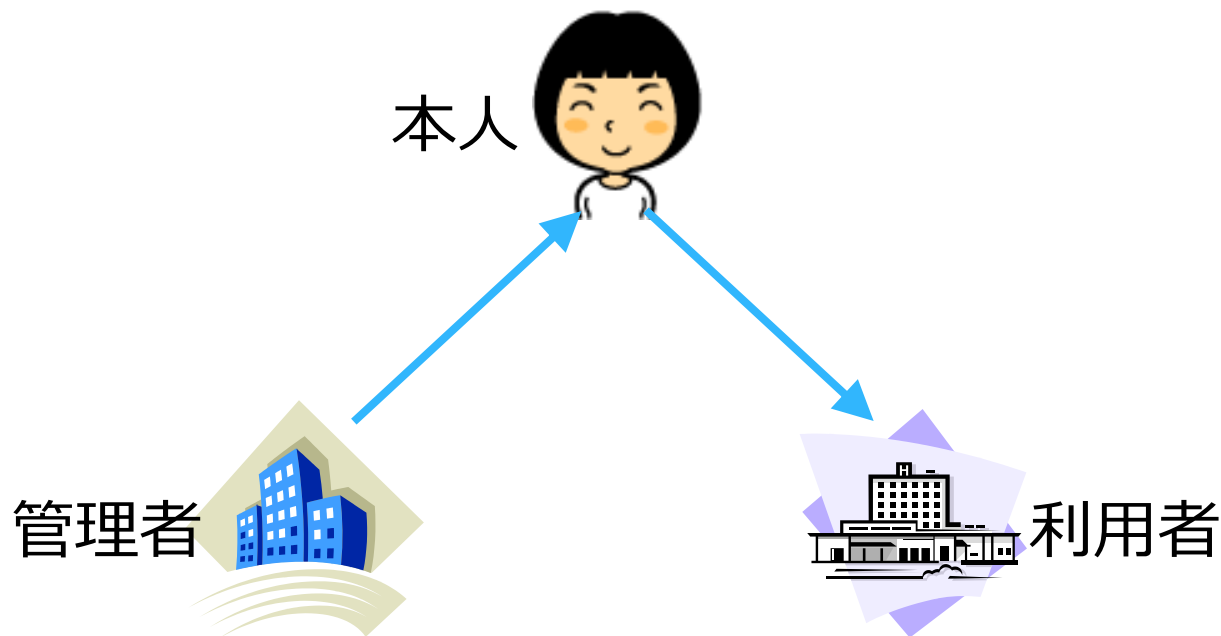
- パーソナルデータに関連する人権の保護
- EEA (EU含む31ヶ国)域内の個人のデータが対象
  - ◆ 域外の事業者にも適用
  - ◆ 英国も同様の法制
- 2018年5月25日施行
- 第7条: データ処理に関する同意
  - ◆ 同意の取消は随時可能で同意と同程度に容易
- 第17~19条: 訂正・消去・処理制限の権利
  - ◆ パーソナルデータの管理者は本人の請求に応じてデータを訂正・消去・処理制限
    - \* 子供のころSNSに載せた情報など
  - ◆ 管理者は当該データの開示先にもその旨を通知
- 第20条: **データポータビリティ**の権利
  - ◆ データ管理者に提供した自分のデータを、構造化され一般に利用されている機械可読な形で受け取り、当該管理者の妨害なしにそのデータを他の管理者に移転することができる
  - ◆ cf. 日本の個人情報保護法第25条(情報開示)は電子的開示を求めている
- 第22条: 自動的決定(プロファイリング等)に従わない権利
- 第45条: データの域外移転には移転先での十分なデータ保護が必要
  - ◆ 顧客や従業員のデータ
  - ◆ 日本はGDPR施行前に十分性認定を受けられる?
- 第83条: 罰金
  - ◆ 2,000万ユーロと年間全世界売上の4%の高い方

EEA加盟国以外の国民も



# データポータビリティ

- MyDataの必要条件
- パーソナルデータの利用者を本人が自由に選ぶ
  - ◆ パーソナルデータの管理者がそのデータを扱いやすい形式で電子的に本人に提供
  - ◆ 本人が自らの意思でデータを他者に開示



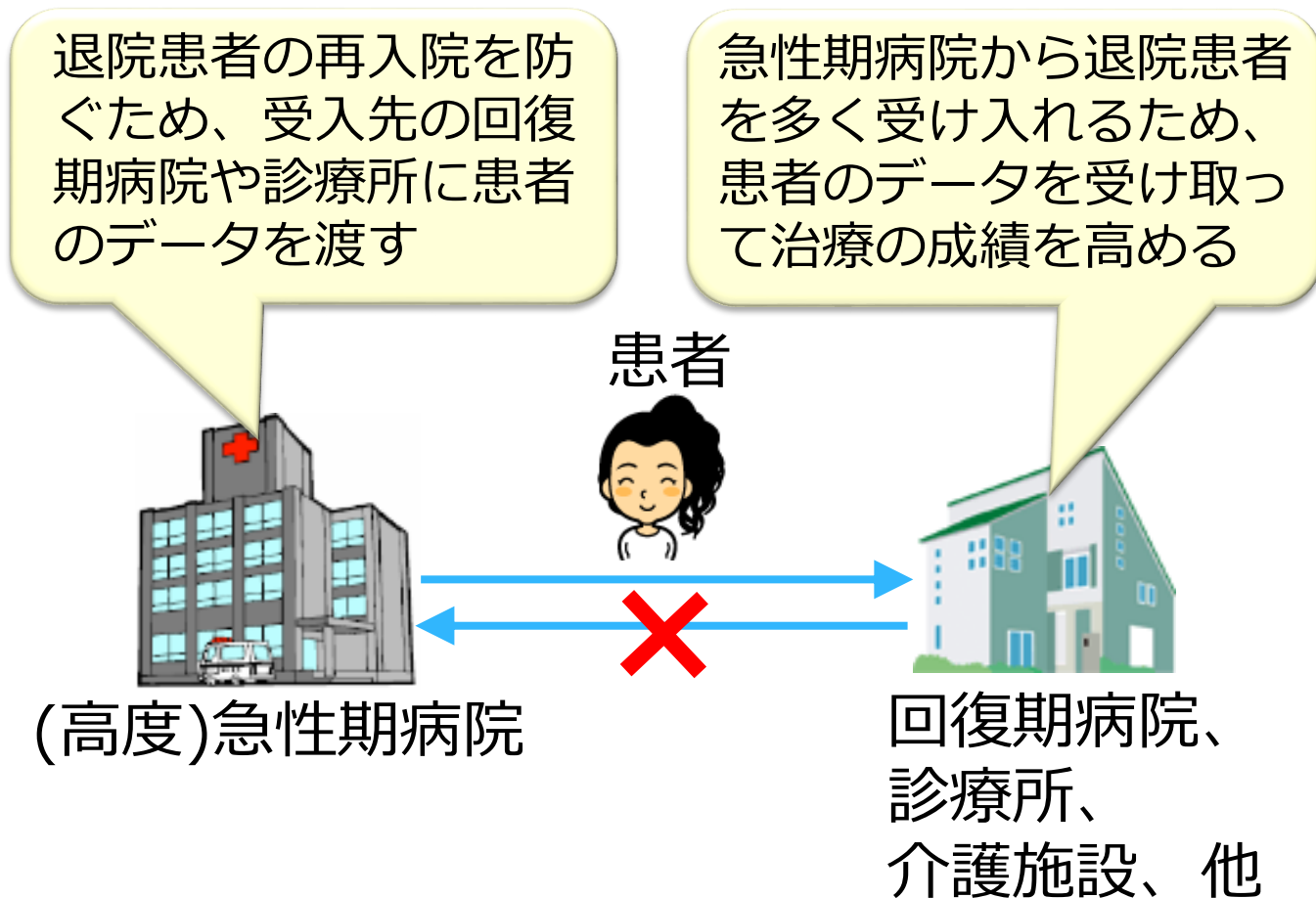
# 中国のデータ戦略

- 网络安全法(サイバーセキュリティ法)
  - ◆ ネットワーク運営者の監視、データローカリゼーション、他
- 中国人民銀行による網聯と暗号通貨
  - ◆ 国内の全キャッシュフローを政府が把握
- 信息安全技術 个人信息安全规范(個人情報セキュリティ規準)
  - ◆ GDPRと同様のデータポータビリティ等を規定 … MyData
    - \* EUと同様の事業環境で企業を育成
  - ◆ 個別サービスを政府が集中管理するのは無理なので、パーソナルデータの活用を本人に委ねる
  - ◆ 政府は市場でのデータ流通を促進し、全データを検閲可能
    - \* 国としてはEUの十分性認定を求めず
    - \* 各グローバル企業が個別にEU等に対応
- デジタルレーニン主義?
  - ◆ 人間による計画経済は無理
  - ◆ AIによる計画経済は可能?
    - \* ビッグデータ独裁
  - ◆ 共産党の恣意的な介入のないビッグデータ独裁は理想的な資本主義?

# 日本でもMyDataの普及が必至

- 医療制度改革等(～2025)
  - ヘルスケアデータのポータビリティ
- キャッシュレス化(2018～)
  - 購買データのポータビリティ
- eポートフォリオ(2018～)
  - 学習データのポータビリティ
- 再改正個人情報保護法(2021?)
  - 全般的データポータビリティ
  - ◆世界標準としてのGDPRへの追従

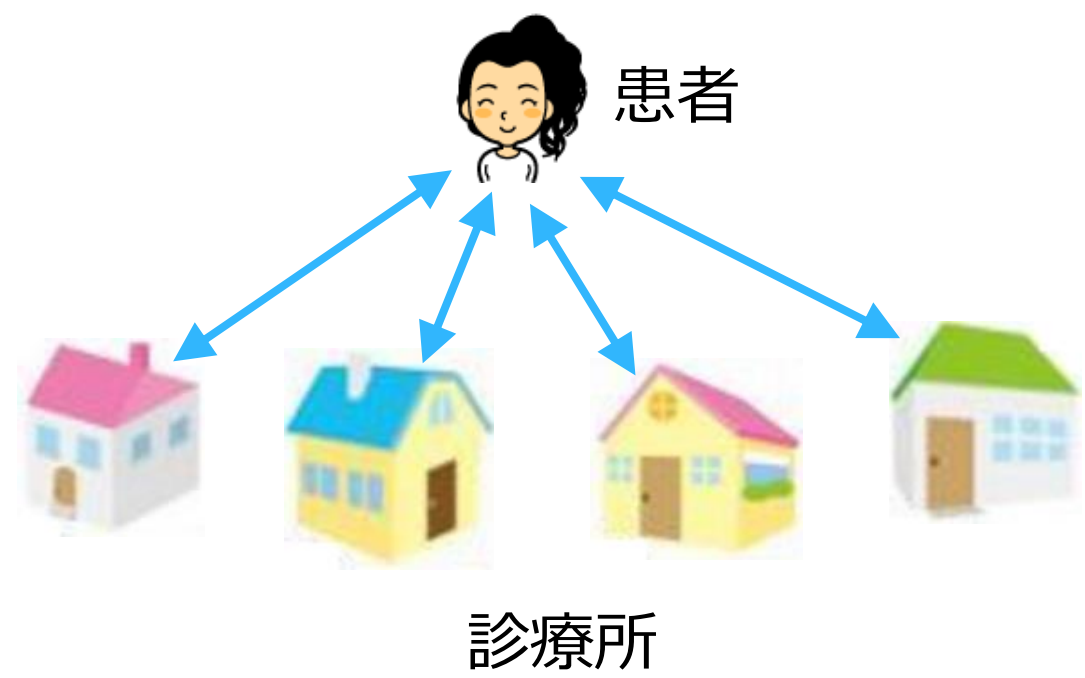
# 医療制度改革：異種事業者間のデータ共有





# 医療制度改革：診療所間のデータ共有

各患者に24時間365日の在宅医療を提供するため、複数の診療所(各々はほとんどが医師1人)がグループを組んで患者のデータを共有



# 購買データのポータビリティ

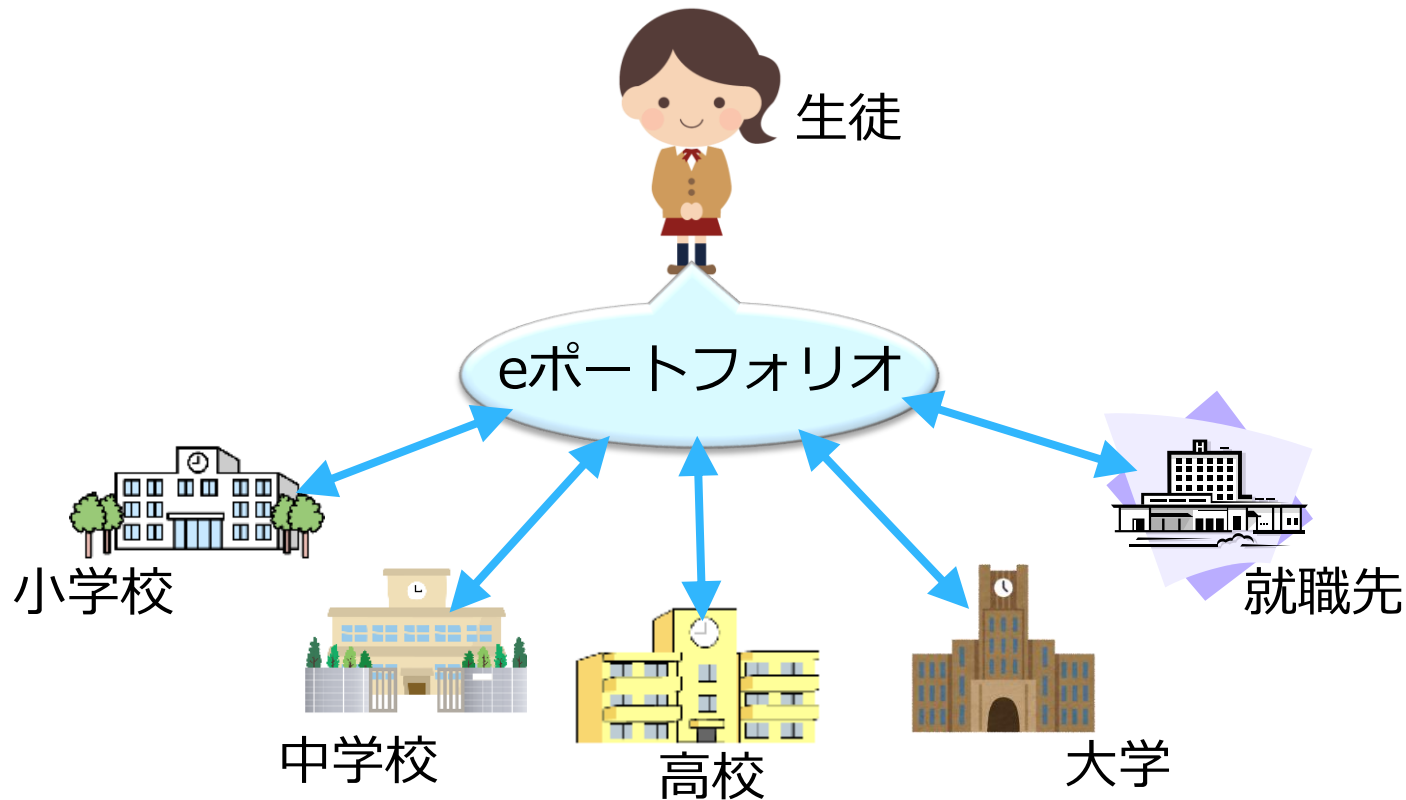
- 銀行サービスのオープンAPI
  - ◆ 改正銀行法 … cf. EUのPSD2
- モバイル決済
  - ◆ Amazon Pay、楽天ペイ、WeChat Pay、他

小売事業者のPOS  
システムと連携



# 学習データのポータビリティ

- 2021年からの新制度の大学入試
  - ◆ 入試の成績だけでなく高校3年間の学業や課外活動のデータも考慮して合否を決定
  - ◆ 受験生は出願時にその電子データ(eポートフォリオ)を大学に開示
- 小学校から就職までeポートフォリオを生徒本人が運用

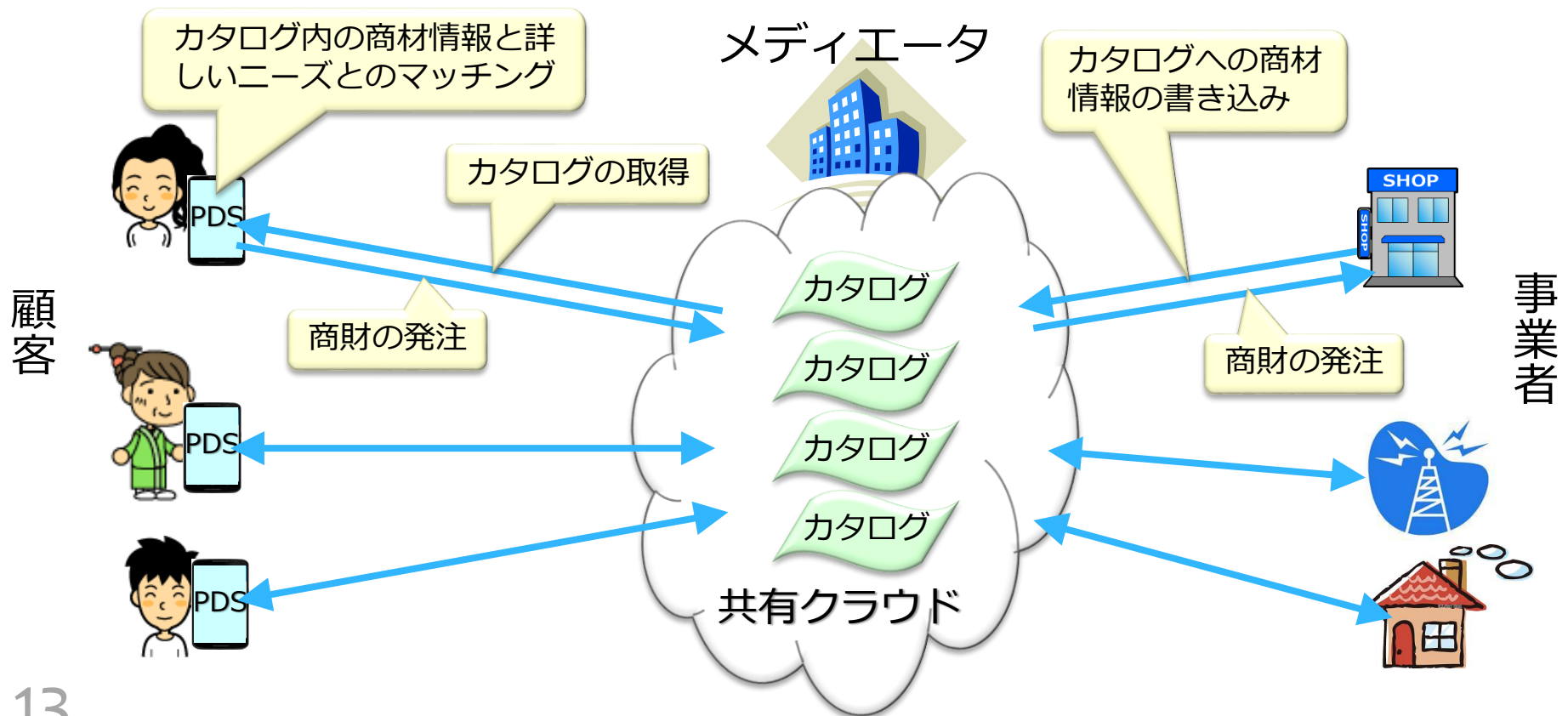


# 事業者にとってのMyDataのメリット

- 顧客のデータを管理するコストとリスクを解消
- パーソナルデータを本人同意で活用
- データ活用の増大により市場全体で増大する収益を貢献度に応じて分配

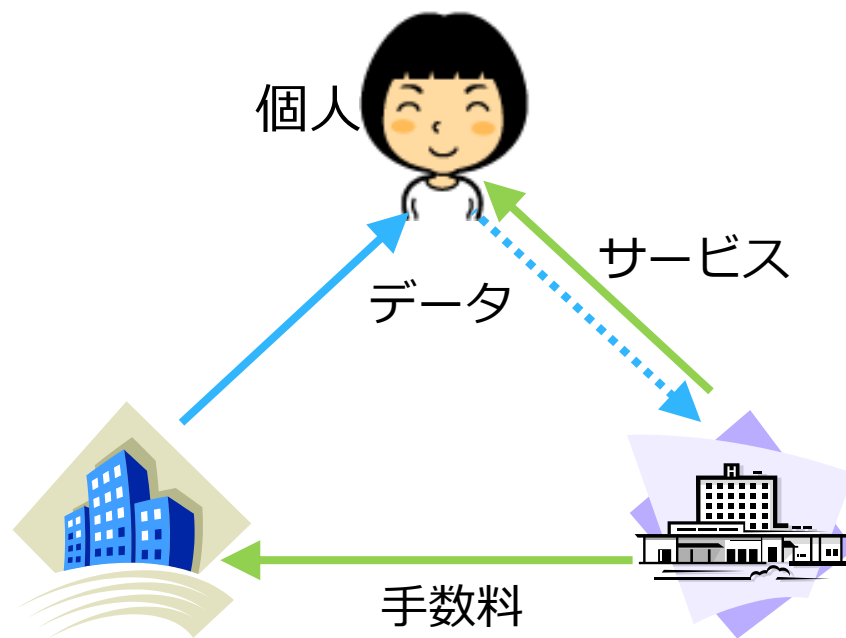
# 分散VRM

- 顧客のパーソナルデータを管理するコストとリスクを解消
- パーソナルデータを本人同意で活用
- 各個人のアプリが商材カタログ(各分冊 $\leq 1\text{MB}$ )を共有クラウドから個人端末にダウンロードして詳しいニーズと商財の情報をマッチングした結果に応じて事業者に商材を発注
- ◆ 詳しいパーソナルデータを個人が開示せず事業者が扱わないので安全



# 収益分配

- 他社への送客や間接的データ開示の手数料など
  - ◆ すでに多くのパーソナルデータを持つ事業者ほど有利
- 自社のリソースを他社に提供して収益を得る事例
  - ◆ タクシー配車アプリ、銀行間での融資案件の移管、…



# まとめ

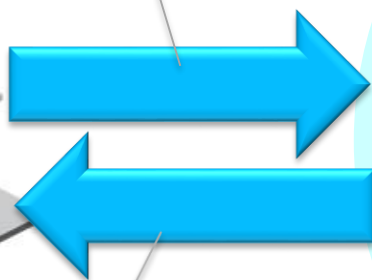
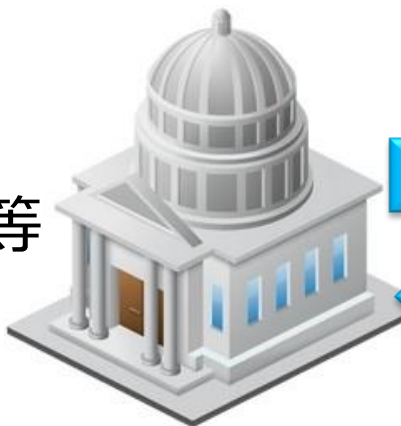
- MyDataの必然性
  - ◆ 価値のほとんどを生む個人向けサービスの質を高める
  - ◆ 世界標準としてのGDPR
- 日本でのMyDataの普及
  - ◆ 医療制度改革等 ⇨ ヘルスケアデータのポータビリティ
  - ◆ キャッシュレス化 ⇨ 購買データのポータビリティ
  - ◆ eポートフォリオ ⇨ 学習データのポータビリティ
  - ◆ 個人情報保護法 ⇨ 一般的データポータビリティ
- MyDataによる事業者のメリット
  - ◆ コスト・リスクの解消
  - ◆ データ活用
  - ◆ 収益分配

# MyDataの推進

- MyDataによるデータの一次利用の普及が重要
- 二次利用の網羅性は不要

一次利用のためのデータ共有は網羅性が重要

政府等



市場

中国政府のデータ収集は網羅的だが、普通は網羅性不要